

医療滞在ビザ身元保証機関制度の「新規登録時の実績要件」
新型コロナの影響を考慮した緩和について

2020年8月

2020年2月以降、新型コロナの影響に伴い出入国規制が課されていることに伴い、「医療滞在ビザに係る身元保証機関となる医療コーディネーターの登録基準」で新規登録時に課されている「過去2年間の受入実績（2年間で10名以上、半期に1名以上）」要件については、今後出入国規制が緩和された後、過去に遡って出入国規制があった期間をカウント期間から除外します。例えば、仮に2020年9月で入国規制が緩和され、9月20日に受入実績を作り、9月中に登録申請を行った場合、2020年9月の1ヶ月分+2020年1月以前の23ヶ月分の、計24ヶ月分の実績で、審査を実施します。

なお、出入国規制が現地国の状況などを考慮し段階的に解除される可能性に鑑み、カウント除外の期間などの詳細は、個別ケースに応じて総合的に状況を判断するため、担当者（相談窓口）までご相談ください。また、本措置は運用上認めることとした時限的なものであり、状況に応じて変更がありうることを、ご了承下さい。

【24ヶ月のカウントの考え方】申請月から遡って24ヶ月分の実績=B期間+A期間

